

平成27年9月

受益者の皆さまへ

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

## MONEYKit ベーシック（円） 繰上償還（信託終了）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、追加型証券投資信託「MONEYKit ベーシック（円）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、下記の通り平成27年11月11日をもって信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）とさせていただくことを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 繰上償還の理由

当ファンドは平成13年4月10日の設定以来、内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ってまいりました。

直近においては信託財産が減少傾向となっており、受益権の総口数（平成27年7月31日現在、約18.5億口）は、信託約款に定める繰上償還の基準となる口数（20億口）を下回る状況となっております。

このため、運用方針に沿った運用の継続が困難となることが予想される状況を検討した結果、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

## 2. 繰上償還の予定日程および手続き等

### (1) 日程

基準日 新聞公告日(日本経済新聞朝刊)	平成27年9月11日
異議申立期間	平成27年9月11日から平成27年10月13日まで
繰上償還の可否決定日	平成27年10月14日
異議申立受益者の買取請求期間	平成27年10月16日から平成27年11月4日まで
繰上償還予定日	平成27年11月11日

\*繰上償還の可否決定日に繰上償還の実施が確定した場合、平成27年10月15日以降、購入のお申し込みはできません。なお、販売会社では、それより以前に購入のお申し込みを停止することがありますので、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

\*換金のお申し込みは平成27年11月6日まで通常通り受け付けます。

### (2) 手続き等

新聞公告日(平成27年9月11日。以下「基準日」といいます。)現在の受益者は、当該基準日現在の受益権につき、異議申立期間中に、弊社に対し書面をもって当ファンドの繰上償還に関する異議申立を行うことができます。

ただし、繰上償還にご同意いただける場合は、特にお手続きいただく必要はございません。

#### ① 繰上償還を実施する場合

異議申立期間中に異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えない場合、予定通り平成27年11月11日に繰上償還を実施いたします。

#### ② 繰上償還を実施しない場合

異議申立期間中に異議申立をされた受益者の合計受益権口数が、基準日現在の受益権の総口数の2分の1を超えた場合、繰上償還は行いません。この場合、繰上償還を行わない旨およびその理由を、異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告するとともに、受益者の皆さまに書面を送付いたします。

### 3. 異議申立の方法

当ファンドの繰上償還に対して異議のある受益者は、(1)の内容を書面(様式適宜)にご記入のうえ、(2)の宛先までご郵送いただきますようお願い申し上げます。(平成27年10月13日到着分までを有効とさせていただきます。)

#### (1) ご記入いただく内容

- イ. 氏名または名称(署名・捺印)
- ロ. 住所または所在地
- ハ. 電話番号(日中ご連絡先)
- ニ. ファンド名(MONEYKIT ベーシック(円))
- ホ. 保有口数(平成27年9月11日時点 ○○○口)
- ヘ. 販売会社名、取引店名、口座番号
- ト. 繰上償還に異議を申し立てる旨

- \* 当ファンドに関して、複数の販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数の口座をお持ちの方は、該当するすべての販売会社、取引店名、口座番号をご記入ください。口座番号などがご不明の場合には、販売会社までお問い合わせください。
- \* ご記入いただいた内容に不備等がある場合には、異議申立をお受けできなくなる場合がありますので、ご留意ください。
- \* 異議申立にあたり、受益者の皆さまに関する情報につきましては、販売会社、受託会社および弊社で共有させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 《個人情報の取り扱いに関して》

異議申立に際して販売会社、受託会社および弊社が取得した個人情報は、当ファンドの繰上償還に関して旧「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条で準用する同法第30条の異議申立の受益権口数の管理および同法第30条の2にかかる買取請求の手続きのみを利用目的とし、他の目的には使用いたしません。なお、当該個人情報は、弊社のプライバシーポリシーに則ってお取り扱いいたします。当該ポリシーにつきましては、弊社ホームページ[<http://www.invesco.co.jp/>]をご参照ください。

#### (2) 宛先

〒106-6114 東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー14階 私書箱115号  
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社  
マーケティング本部 投信業務部 異議申立受付 行

#### 4. 異議申立をされた受益者の買取請求手続き

異議申立の手続きの結果、繰上償還が実施されることとなった場合、異議申立をされた受益者は、自己に帰属する当ファンドの受益権について、販売会社を通じて受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社）に対し、信託財産による買取りを請求することができます。

買取請求の手続きについては、委託会社（弊社）より、異議申立をされた受益者に対し別途「買取請求のご案内」をお送りします。買取請求を行う場合は、買取請求書類を販売会社へご提出いただくこととなります。なお、異議申立をされた受益者が必ず買取請求をしなければならぬものではございません。

買取請求期間：平成27年10月16日から平成27年11月4日まで（受託会社受理分）

上記の買取請求は、当ファンドの繰上償還に異議申立をされた受益者が、法令に基づいて受託会社に対して行うものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。

受託会社に対する買取請求と販売会社を通じた換金とでは、次の相違点があります。

	受託会社に対する買取請求	販売会社を通じた換金
請求窓口	受託会社	販売会社
請求方法	買取請求書類を販売会社にご提出	販売会社の窓口にてお申し込み
取引価格	受託会社が受理した日の翌営業日の前日の基準価額	販売会社が受け付けた日の翌営業日の前日の基準価額
その他	<u>受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料が差し引かれます。</u> <u>諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、販売会社を通じた換金よりも日数を要する可能性があります。</u>	

※販売会社はソニー銀行株式会社です。

異議申立期間中、買取請求期間中ともに、販売会社において通常通り、換金のお申し込みを受け付けます。ただし、買取請求を行った受益権については、換金のお申し込みを行うことはできませんので、ご注意ください。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100（営業日の午前9時から午後5時まで）

## 別紙

# MONEYKit ベーシック (円) 繰上償還 (信託終了) の予定に関するお知らせ Q & A

### Q1:なぜ、このようなお知らせが送られてくるのですか？

A1: 信託契約を解約して繰上償還 (信託終了) とする場合、受益者の皆さまにその内容をお知らせし、繰上償還 (信託終了) に異議のある受益者の方は異議を申し立てることができる旨、「投資信託及び投資法人に関する法律」で定められています。弊社では、本法律に基づいてこのお知らせを受益者の皆さまにお送りしています。

### Q2:繰上償還の手続きに至った理由について教えてください。

A2: ファンドの信託約款では、委託会社は「受益権の総口数が 20 億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意にうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。」としています (信託約款第 45 条第 1 項)。平成 27 年 7 月 31 日現在、残存受益権口数は約 18.5 億口となっており、今後、運用方針に沿った運用の継続が困難となることが予想されるため、信託約款の規定に基づき、繰上償還を行うことが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、本手続きを開始することといたしました。

### Q3:このお知らせを受け取って、何をすればよいのですか？

A3: このお知らせは、当ファンドの繰上償還 (信託終了) に異議のある受益者の方が異議を申し立てる方法について、受益者の皆さまにお知らせするものです。このため、今後の手続きについては、次の二通りに分かります。

- ・繰上償還 (信託終了) について異議のない受益者の方: お手続きは一切必要ありません。
- ・繰上償還 (信託終了) について異議のある受益者の方:

「MONEYKit ベーシック (円) 繰上償還 (信託終了) の予定に関するお知らせ」をよくお読みいただき、異議申立の手続きをお取りください。

### Q4:異議申立をするとどうなるのですか？

A4: 予定通り当ファンドの繰上償還 (信託終了) が行われることとなった場合、異議申立をされた受益者の方は、保有する受益権について、取扱販売会社を通じて受託会社に対し、ファンドの信託財産による買取りを請求することができます。なお、買取請求手続きの詳細については、異議申立をされた受益者の方に対して、改めてご案内させていただきます。

**Q5: 買取請求した場合には、いくらで買取られることになりますか？**

A5: 買取価額は、受託会社である三菱UFJ信託銀行が、買取請求に必要な書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額となります。また、受託会社より買取代金をお支払いする際に、振込手数料および計算書送付費用等の費用が差引かれます（通常の販売会社を通じた換金（一部解約）の場合は、振込手数料等の費用はかかりません。）。また、買取請求に関する諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いについては、通常の販売会社を通じた換金（一部解約）の場合よりも日数を要することがあります。

**Q6: 異議申立をした受益者は買取請求をしなければならないのでしょうか？**

A6: 異議申立をされた受益者が、必ずしも買取請求をしなければならないということではありません。異議申立期間中、買取請求受付期間中ともに、当ファンドの繰上償還（信託終了）に異議を申し立てたか否かにかかわらず、取扱販売会社においては、通常通り換金（一部解約）のお申し込みをお受けいたします。ただし、受託会社に対する買取請求を行った受益権に関しましては、換金（一部解約）のお申し込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。なお、最終の換金（一部解約）受付日は平成 27 年 11 月 6 日です。

以上